

(様式第1号)

■ 会議録 □ 会議要旨

会議の名称	令和7年度第3回都市計画審議会
日 時	令和7年11月25日(火) 午後3時～午後4時10分
場 所	芦屋市役所消防庁舎3階多目的ホール
出 席 者	会長 三谷哲雄 委員 織田澤利守、上田孝治、渡部健一、福井健人、 田原俊彦、浅海洋一郎、福井美奈子、ひろせ久美子、 勝野真、香川清和 芦屋市 御手洗副市長、谷垣技監、島津都市政策部長 (事務局) 柴田都市政策課長、小栗都市政策課課長補佐、 中田都市政策課係長 谷崎まちづくり課長、岡本まちづくり課課長補佐
事務局	都市政策課
会議の公開	■ 公開
傍聴者数	1人

1 会議次第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

(1) 委員出席状況報告・会議の成立報告

(2) 署名委員の指名

(3) 議 題

ア 説明事項

① 六麓荘町地区地区計画の変更

② 阪神地域都市計画区域マスターplan等の変更

②-1 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更(県決定)

②-2 阪神間都市計画区域区分の変更(県決定)

②-3 阪神間都市計画都市再開発方針の変更(県決定)

②-4 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更(県決定)

②-5 阪神間都市計画防災街区整備方針の変更(県決定)

③ 芦屋市都市計画マスターplanの見直し

4 そ の 他

5 閉 会

2 提出資料

資料1 六麓荘町地区地区計画の変更

資料2 阪神地域都市計画区域マスターplan等の変更

資料3 芦屋市都市計画マスターplanの見直し

3 審議内容

○事務局(柴田) それでは、定刻となりましたので、ただいまから芦屋市都市計画審議会を開催させていただきます。本日の審議会の進行を務めさせていただきます都市政策課の柴田でございます。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

会議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をお願いいたします。事前に送付させていただいており

ます「資料」と、本日お席の方に、「会議次第」、「名簿」、「出席者配席図」を配布させていただいておりますが、揃っておりますでしょうか。

また、本日の議題に関連して、関係所管課が出席しておりますが、関連議題が終わりましたら、途中退席させていただきますので、予めご了承下さいますよう、お願ひいたします。

それから、本日の議題の「芦屋市都市計画マスター・プランの見直し」について、業務支援をしていただいている、株式会社都市・計画・設計研究所さんにご同席いただいております。

それでは、会議次第に従いまして進行をさせていただきます。

「会議次第の2」でございますが、恐れ入りますが、三谷会長からご挨拶を賜りまして、その後、引き続き「会議次第の“3 議事”」につきまして進行をお願いいたします。

○三谷会長 皆様、こんにちは。本日もご多忙の中、芦屋市都市計画審議会にご出席いただきありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、「会議次第の“3 議事”」に移りたいと思います。

まず、会議の公開についての取り扱いでございますけれども、本市の情報公開条例第19条では、一定の条件の場合で出席委員の3分の2以上の多数により非公開を決定した場合を除き原則公開しております。

この一定条件とは同条例第19条第1項第1号では、非公開情報が含まれている事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合、同項第2号では会議を公開することにより、当該会議の公正または円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合と規定されております。

本日の議題につきましては特に非公開にするものはございませんので、公開するということにしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、公開ということにさせていただきます。

本日、傍聴者はおられますか。

○事務局（柴田） 本日、傍聴希望者は1名来られています。

○三谷会長 それでは、入っていただいて結構です。

それでは、議事を進めます。まず、事務局から本日の会議の成立について、ご報告願います。

○事務局（柴田） 本日の出席状況ですが、委員14名のうち、11名ご出席ということで、過半数を超えておりますので、会議は成立しております。報告は以上でございます。

○三谷会長 次に、本日の会議録の署名委員の指名でございますが、織田澤委員と浅海委員にお願いしたいと思います。お二人の委員様、よろしくお願いします。

次に議事(3)の議題に進ませていただきます。本日の議題は、会議次第に記載されていますとおり、説明事項3件でございます。できる限り円滑に議事を進行させていただきますので、ご協力の程、よろしくお願いします。

それでは、説明事項①「六麓荘町地区地区計画の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（岡本） 説明事項①「六麓荘町地区地区計画の変更」について説明をさせていただきます。まちづくり課の岡本と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

本件資料の6ページ、総括図をご覧ください。本件の対象地域は芦屋市六麓荘町で、芦屋市市街地の北東部に位置しており、北は市街化調整区域、東は西宮市の苦楽園と接しております。町内は、広い道路を配して電線・電話線を地下埋設し、豊かな自然環境の中に低層住宅を中心に一部学校等も立地する地区として発展し、日本でも屈指の緑豊かで自然に恵まれた良好なまちなみが形成されております。

では、ページを戻っていただき、4ページの理由書及び5ページの六麓荘町地区地区計画の計画図をご覧ください。六麓荘町の地区計画は、町内を3つの地区に分け、平成18年9月に当初の決定を行い平成25年6月に一部変更を決定しております。今回の変更の主旨としましては、現地区計画において定めている建築物等の用途の制限及び建築物の高さの最高限度の2点に関し、地域や大学を取り巻く情

勢の変化等を考慮しつつ、日本でも屈指の住環境を保全するため変更を行うものでございます。なお、平成25年の一部変更の内容につきましては、後ほど今回の変更内容と合わせてご説明いたします。

それでは、今回の変更内容の詳細をご説明いたします。8ページの町内会からの要請書をご覧ください。表の4項目目「計画の変更内容」のとおり、町内会から2つの点について要望をいただきました。1点目は、C地区において建築される一戸建て住宅の高さの制限を、A・B地区に準ずるものとすること。2点目は、町内全域において、現在の六麓荘町会館が建築可能になるよう、派出所及び集会所が建築できるようにすること。この2点でございます。

この内容を反映した詳細につきまして、7ページの変更前後対照表をご覧ください。要望の順番とは前後しますが、まず用途に関する変更内容についてご説明いたします。変更前の内容をご覧ください。当初の地区計画決定の際には、(1)の「一戸建て住宅」の用途のみが規定されており、平成25年第一部変更により、(2)「上記に付属するもの」として、一戸建て住宅に付属する物置や車庫などの用途が追加されました。平成25年の変更内容は、この用途の変更に関するもののみでございます。

今回の変更内容につきましては、左側の「変更後」をご覧ください。地域からの要望にあった現在の六麓荘町会館は、昭和43年に建築されたもので、警察官の住居を兼ね備えた駐在所と地区の集会等を行うスペースを兼ね備えており、地区Bに位置しております。現在の地区計画の制限によりますと、一戸建て住宅のみの用途が認められており、ただし書きを適用すると、同用途での再建築は可能となりますが、風致地区等、他の規定を合わせて検討しますと、再建築の際には今と同じ規模での建て替えが困難となります。そのため、現在の建築物の老朽化を踏まえ、町内全域で同規模以上の新築を検討するため用途の制限について整理することを目的として今回の変更を行うものです。地域の要望である「集会所」に関する項目が変更後の(2)、「派出所」に関する項目が(3)で、既存の用途にこの2項目を追加する変更を予定しております。

続きまして、2点目、地区Cにおいて建築される一戸建て住宅の高さの制限の変更についてご説明いたします。現在、町内の大半を占める地区A、Bにおける高さは、高度地区及び地区計画の制限とともに10m、地区Cにおいては15mとなっております。そして、地区Cの大半を占めるのは芦屋大学に関連する敷地であり、現状においては1敷地のみ一戸建て住宅が存在しております。今回、芦屋大学が部分的に敷地を売却することになり、一戸建て住宅が増加する可能性があるため、この地区の高さ制限を地区A、Bに合わせて変更し、六麓荘町全体の調和を図ることがこの変更の目的でございます。

具体的な変更内容としましては、「変更後」の第1項に記載のとおり、地区Cの最高高さを10mの制限としておりますが、現状の地区計画の高さ制限が15mとなっていること、及び大学関連の実際の建築物が15mを意識した高さになっていることから、第1項に「ただし書き」を設け、地区計画の決定時から存在する大学関連の建築物については15mの制限としております。加えて、増築を重ねる大学施設の一部において、15mを超える建築物が存在しているため、「変更前」の第3項では、高さ15mを超える場合の規定が当初から設けられておりました。この規定に関しましては、「変更後」も第2項として引き続き残しております。

この地区Cの関係者間の協議状況につきましては、10ページにまとめられております。芦屋学園による土地売却を令和7年2月に把握して以降、芦屋学園及び芦屋学園から土地を購入した事業者、並びに地区C内の一戸建て住宅所有者との間で、高さ制限の考え方、及び地区計画変更の意向について協議を重ね、合意に至っていることを確認しております。

最後に今後のスケジュールにつきまして、資料11ページをご覧ください。本日の都市計画審議会以降の予定となりますと、1月中旬より2週間、条例に基づく案の縦覧を行います。その後、案の内容に修正がございましたら、3月下旬に都市計画審議会を開催させていただき、4月中旬から2週間、都市計画法に基づく縦覧を行いまして、その後、5月頃の都市計画審議会で諮問をさせていただく予定しております。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○三谷会長 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

○三谷会長 今回、土地を購入されたデベロッパーの方と調整しているというお話ですが、このスケジ

ュールの中で、最終的に決まるのが来年度の5月なんですけれども、この時期で間に合うのかというところをお聞かせ願えますか。

○事務局（岡本） 地区計画の決定までに時間差があるということは、町内会の方とも調整をしておりまして、その間に関してもできるだけ地域の意向を踏まえて運用していただけるように、土地購入者と調整していると確認しております。

○三谷会長 この時期に最終決定することについて特段問題はないということですね。

○事務局（岡本） はい。

○浅海委員 問題ないとは思いますが、多くの住宅街は緑化率の設定を重く捉えていると思います。今回その緑化率について特に議論はありましたでしょうか。

○事務局（谷崎） それは地域の方々からのご要望ということでしょうか。

○浅海委員 はい。このままだと緑化率が30%に決まると思うのですが、他の地区では40%で設定されている地区があります。そのあたりについて議論があったかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○事務局（谷崎） 緑化率については特に議論はなかったと聞いております。この地区は風致地区であり、緑とかそういうことに対して意識の高い方がおられるので日常的なご要望は聞いております。

○三谷会長 如何でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に、説明事項②「阪神地域都市計画区域マスターplan等の変更」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（小栗） それでは、阪神地域都市計画区域マスターplan等の変更について説明をさせていただきます。都市政策課の小栗と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

初めに、資料の説明をいたします。インデックス②に見直しの流れと変更箇所に関する資料、インデックスの②-1からインデックス②-5は、阪神地域都市計画区域マスターplan、区分、都市再開発方針、住宅市街地整備の方針、防災街区整備方針の見直し案となります。

前回までの審議会でお示しした見直し案の内容から、本市に係る部分で「阪神地域都市計画区域マスターplan」のみ変更がございましたので、本日の審議会では変更部分のみご説明いたします。インデックス②の2ページをご覧ください。

変更内容につきましては、「主要な都市施設等の整備目標」において、尼崎西宮芦屋港の「防潮堤嵩上げ工事」が示されておりましたが、今回削除されたものです。この修正につきましては、現行の区域マスターplanにおきまして、阪神地域のみ記載が残っていたものを、県下にある全ての区域マスターplanにおいて表記内容の統一を図るために削除されたものとなります。

また、本日の資料から1点、本市には影響のない部分で表記の微修正がございます。市ホームページに掲載する資料としては最新のもので公表いたします。なお、先ほど説明した2ページの資料は公表されていない内容が含まれますので非公表とします。

次に、見直しの流れについてご説明いたします。インデックス②の1ページをご覧下さい。前回、令和7年5月の審議会以降、県による説明会、公聴会が6月、7月に開催されました。なお、公聴会の公述申出による内容の修正はございませんでした。

次に、本日11月25日から県により見直し案の縦覧を行います。インデックスの②-1から②-5が縦覧資料となります。

最後に、今後の予定につきまして、本案件は県決定の都市計画でございますので、芦屋市として、今回変更する都市計画に関する意見を兵庫県に回答し、兵庫県都市計画審議会で審議される流れとなります。簡単ではありますが、説明は以上でございます。

○三谷会長 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見はありませんか。

○織田澤委員 2ページの港湾関連において防潮堤嵩上げ工事の記載がなくなったということですが、これは、この工事 자체をここで整備目標としないという話なのか、それとも整備が完了したから外すのか、そのあたりをもう少し丁寧にご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○事務局（小栗） こちらの防潮堤の嵩上げ工事につきましては、工事自体を実施しなくなつたために削除するというものではございません。実際に未整備部分がございますので、そちらについては、兵庫県等において整備を実施すると伺っております。

○織田澤委員 すなわち、優先度が下がったという理解でしょうか。理由を教えていただければと思うのですが。

○事務局（小栗） 優先度が下がったということはお聞きしていないですが、ほかの地域で兵庫県下で嵩上げ工事を実施している播磨地域などでは過去から表記されておらず、阪神地域だけが表記されていたものになります。播磨地域、阪神地域でも嵩上げ工事の整備はございますが、表記の統一を図るため、今回の区域マスタープランからは削除されると聞いております。

○三谷会長 如何でしょうか。よろしいでしょうか。それでは、次に、説明事項③「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（中田） それでは、「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」について、説明をさせていただきます。都市政策課の中田と申します。よろしくお願ひいたします。恐れ入りますが、座って説明をさせていただきます。

資料のインデックス③からが「芦屋市都市計画マスタープランの見直し」の内容となっております。それでは、まず、目次をご覧ください。

前回、8月21日の都市計画審議会では、序章から第3章までの、主に現行の都市計画マスタープランにおける時点修正の部分、第4章の「1 居住に関する区域の設定」と「2 拠点における区域・施設の設定」、第5章「防災指針」の位置付けや検討の流れをご説明させていただきました。本日ご説明させていただく内容といたしましては、第4章の「3 誘導施策」以降を中心にご説明させていただきます。それでは、57ページをご覧ください。

前回の都市計画審議会におきまして、「第2章 全体構想」の中で、市内の居住地を4つの居住ゾーンに区切り、「第3章 地域別構想」では、さらに浜手ゾーンを2つの地域区分に分けているため、その理由や関係性に関して記載してはどうかというご意見がありました。浜手ゾーンの芦屋浜地域と南芦屋浜地域では市街地形成の年代が異なることから、それぞれの地域特性に応じたまちづくりの方針を示すため地域区分を分けていることを「(1) 地域区分の考え方」に記載しております。それでは、91ページをご覧ください。

第4章における「誘導施設の設定」ですが、前回の都市計画審議会におきまして、現在、改訂作業が進められている「公共施設の最適化構想」で示される施設の再配置の考え方と整合を図り、中心拠点に「図書館」を位置付ける方向で検討を行っていることをご説明させていただきました。検討の結果、広域的に利用される「図書館機能を有する施設」として、図書館法第2条に規定する公立図書館を位置付けることとしております。また、「大規模商業施設」、「行政機能を有する施設」についても対象要件を明確にしております。それでは、95ページをご覧ください。

設定した誘導区域に居住や都市機能を誘導し、または維持を図るため、「第2章 全体構想」のまちづくりの整備方針や「第3章 地域別構想」のまちづくりの方針に示した施策のうち、「直接的に居住や都市機能を誘導する施策」、「間接的に居住や都市機能の誘導を促進する施策」として5つの施策を推進します。

1つ目に、「駅周辺など中心拠点の基盤整備」として、現在、事業が進められているJR芦屋駅南地区における市街地再開発事業や、阪神芦屋駅周辺地区における機能更新に向けた調査・検討を進めることで、中心拠点としての機能強化を図り、居住や都市機能を誘導・促進する施策として定めます。96ページをご覧ください。

2つ目に、「公共交通ネットワークの充実」として、公共交通事業者の事業環境悪化を軽減し公共交通等の持続性を高めるための取組や、交通空白地を中心とした地域において既存の公共交通網を補完する施策を推進することで、居住地と拠点を結ぶ持続可能な公共交通ネットワークの形成を図り、居住の誘導を促進する施策として定めます。

3つ目に、「あらゆる世代・世帯に応じた住宅施策の推進」として、若者・子育て世帯への住宅取得・賃借支援や空き家活用支援事業などを実施することで、人口減少局面においても住宅都市の魅力を高め、良質な住宅ストックを次世代へ継承し、居住を誘導する施策として定めます。

4つ目に、「公共施設の再配置」として、今後も持続的に施設を利用できるようにするために、公共施設の利用圏域を踏まえ、更新時期、規模、位置、用途、利用実態などから総合的に検討し、縮小しながら充実させていく「縮充」の概念を取り入れ公共施設の再配置を実施することで、持続可能な都市経営と行政サービスの提供を実現し、居住や都市機能の誘導を促進する施策として定めます。97ページをご覧ください。

5つ目に、「エリアプランディングの推進」として、本市の中心拠点であるJR芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺を結ぶ都市機能誘導区域の一部にあるプランディングエリア、資料72ページの中央地域のまちづくり方針図に青いドットで示されている地域ですが、このプランディングエリアを中心とする地域において活性化に取り組むことで、駅周辺の都市機能の維持や立地の促進を図る施策として定めます。

以上の施策は、立地適正化計画における誘導施策として、国の支援を有効に活用することができ、事業の促進や実現性を高めることが可能となります。その活用が見込まれる主な国の支援策のメニューを4つ記載しております。98ページをご覧ください。

立地適正化計画制度では、都市再生特別措置法に基づき「届出制度」が定められております。居住誘導区域外や都市機能誘導区域の内外で、一定規模以上の建築等を行う場合や、誘導施設の休廃止をする場合に事前の届出が必要となります。この届出により、行政が居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きなどを把握し、対策を講じることにつなげることとなります。101ページをご覧ください。

ここからは、第5章の「防災指針」についてご説明させていただきます。防災指針は、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画に定める指針であり、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能や居住者の安全を確保するための指針です。本市の防災に関する計画として「芦屋市地域防災計画」と「芦屋市強靭化計画」があり、それぞれの計画の目的や視点について記載しておりますが、防災指針は、これらの計画と目的や視点が異なり、災害ハザードと都市の情報を重ね合わせることにより地区ごとの課題を整理し、都市機能や居住の安全の確保を図るために取組方針を定めるものになります。目的や視点は異なりますが、検討に当たっては既存の2つの計画との整合を図っております。102ページをご覧ください。

防災指針の基本的な考え方として、地区ごとに抱えている様々な災害リスクに対し、災害が発生しても被害を最小化し迅速な回復を図る「減災」の考え方を基本とし、災害リスクの回避、災害リスク・ハザードの低減に視点を置き、ハード対策・ソフト対策の両面から取組を推進します。また、行政が行う取組だけでは限界があることから、自助や共助もあわせて推進していきます。103ページをご覧ください。

法に定める防災指針における取組の対象範囲は、基本的に居住誘導区域内を対象として災害リスク分析の結果を踏まえて定めることとされておりますが、居住誘導区域外に現に生活している市民もいることから、居住誘導区域内だけではなく、居住者のいない山地等を除く市域全域を取組の対象範囲とします。104ページ、105ページには各ハザード情報を掲載しております。106ページをご覧ください。

居住や都市機能の安全性確保の観点から分析の視点を定め、ハザード情報と都市の情報を重ね合わせ、どの地区でどの程度の災害リスクが見込まれるのかを分析し評価します。それぞれの重ね合わせの状況は、資料編として整理をすることとしておりますので本編では結果をお示しします。

107ページでは、災害リスクの評価の方法として、5つの災害リスクの考え方を示しております。その考え方に基づいて分析を行い、災害種別ごとにまとめた定量的な評価結果と課題を108ページに記載しております。次の109ページには、その分析結果を踏まえ、今後必要となる対策の方向性を定めるため、特にリスクの高い地区が含まれる場所や避難の際に注意が必要な場所を中心に抽出し、地区

ごとの課題として地図上にまとめております。110ページでは、それらの課題を踏まえ、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を計画的に推進していくための取組方針を防災指針として地図上にまとめおり、111ページには、その取組方針に対応する取組内容や対象地区、取組主体などをまとめた表を載せております。115ページをご覧ください。

ここからは、第6章の「まちづくりの推進」についてご説明させていただきます。都市計画マスター プランの実現に向けて、現在の計画と同様に参画と協働により計画の推進を図ることや、116ページには、P D C A サイクルにより必要に応じた見直しを検討することを記載しております。117ページをご覧ください。

施策の効果を客観的かつ定量的に評価するための指標として、居住や都市機能の誘導に係る指標と、防災指針に係る指標、それらの目標値の設定について記載しております。目指すべき都市像や都市構造は概ね20年後の都市の姿を展望し定めていること、また、今回は現在の計画の中間見直しであり、計画の目標年次を当初策定から10年後の令和12年度としていることから、令和27年度及び令和12年度の目標値を定めることとします。

居住や都市機能の誘導に係る指標では、目指す都市の実現を図るための誘導施策により、居住や都市機能の誘導が図られているのかを調査・評価する指標として、人口密度、定住意向、市内の利便性を指標としております。居住誘導区域内の人口密度は、本市の人口推計において目指す方向性として設定されている今後の目標人口から設定しております。また、定住意向や市内の利便性を示す3つの指標については、市民意向調査によるものであり、人口減少下においても生活の利便性や都市機能を維持・向上させることで、目指す都市の実現を図ることから現状以上という目標値を設定しております。118ページをご覧ください。

防災指針に係る指標ですが、ハード対策・ソフト対策の両面の取組効果を調査・評価するための指標を設定します。ハード対策としては、ハザードの低減の観点から、市民の安全・安心な生活や災害時ににおいて重要な役割を担う施設整備を指標とし、ソフト対策としては、リスクの低減の観点から、地域や市民一人ひとりが対策を取ることが被害拡大防止に課す役割が大きいことから取組や備えについての市民意識を指標とします。最後に、119ページをご覧ください。

策定スケジュールを載せております。都市計画審議会といたしましては、12月15日から1月23日にかけてパブリックコメントを実施し、3月27日に諮問させていただく予定としております。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○三谷会長 事務局の説明は終わりました。本件につきまして、ご質問、ご意見はありますか。

○上田委員 117、118ページ、目標値の設定についてお聞きします。まず1点目が、117ページの居住や都市機能の誘導にかかる指標及び目標値のところで、下の表に参考として推計値を記載されていて、その推計値を見ると居住誘導区域内人口が減っていますが、上の表の居住誘導区域内の人口密度を見ると目標値としては増えています。説明を聞くと、推計値はあくまで推計であって、目標値としては目指すべき方向の数値だから95.2になっているということが理解できますが、何のためにこの推計値を記載しているのかがわかりにくいのではないかと思ったのが1点です。それから2点目、次の118ページですが、防災指針にかかる指標及び目標値について、ハード対策において水道管と下水管の令和12年の目標値はおそらく総合計画の指標をそのまま使っているのでいいのですが、令和27年の目標値は、令和12年の目標値を踏まえて設定とあるもののどこから出てきた数字かがよくわからないと思いました。また、ソフト対策において、令和12年、令和27年の目標値に7割等が記載されていますが、論理的に出てくる数字ではないのかかもしれません、何がしかの根拠があったほうがいいのではないかと思いました。3点目は、表記の問題ですが、ハード対策は指標項目のところに単位が記載されていますが、ソフト対策は数値に単位が記載されています。ごちゃごちゃになっているので、この辺は統一された方がいいのではないかと思います。

○事務局（柴田） まず、117ページの人口密度の指標について、参考に居住誘導区域内人口の推計値を載せていますが、目標値の表の※1にありますように、推計結果と同時に目指すべき方向性という

もう1つのグラフを描いていることでわかりにくさが出てしまったのかなと思います。人口推計の資料としては公表されていますが、本計画の資料編として、少し丁寧な表現、もしくは目指すべき方向性における数値を、参考として示している下の表に併記するなど表現方法を工夫してまいりたいと思います。また、118ページの防災指針にかかる指標について、水道管と下水道管の整備状況というのは、実際のところ年間の進捗というのは職員の手数と財政的な問題で自ずと決まってくるわけですけれども、そちらの方から算定したところ、令和12年、令和27年における現時点での想定として細かなパーセンテージをお示ししております。ソフト対策につきましては、市民意識調査として総合計画策定前に定期的に行っているアンケートから得られた数字です。おっしゃるように根拠が必要ではないかということがありますけれども、目指すべき数値ということで、50.0%なのかと言われると、5割程度というところまででして、そちらの部分としては、割合表示で示す方が意味合い的にも合っているのではないかということで割合とさせていただきました。また、地区防災計画の策定割合についても、防災の所管と調整しており、地域の方々にお声掛けしながら件数を伸ばしている段階ではありますが、やはりなかなか数字で算定ということではないということころもありまして、努力すべき割合という形で表現させていただいております。

○織田澤委員 117ページの市内利便性の項目で、日常生活の利便性や通勤通学など交通の便が良いと感じている方の割合が非常に低くて驚いているのですが、これは市だけで対応できない部分もあるかと思っています。日常生活の利便性の指標の方は施設の拡充等々あると思うのですが、通勤通学など交通の利便性の数値を現状以上に向上させるというのは、今回の居住誘導で達成できる話なのかどうか、そのあたりを教えていただけたらと思います。

○事務局（柴田） こちらの市内利便性の項目についても、市民意識調査により毎回定期的に質問をしている項目で、アンケートということで不確実性があると思われますが、おっしゃっていただきましたように、日常生活の利便性や通勤通学など交通の便に関する項目の数値が低い状況になっています。芦屋市は住宅都市ですので、これまでの土地利用規制において住宅に特化したような用途となっており、用途が混在しているという状況がなかなか見られないということが、この時代になってくると生活の利便性に不便を感じる方がいらっしゃるのかなと感じているところです。また、市民の多くが市外へ通勤・通学されているという移動実態がありますので、そちらの部分としましては、交通結節点となる駅周辺へのアクセス向上が、この指標の向上に繋がるのではないかと感じておりますし、誘導施策として今まさに実施しております、JR芦屋駅の南側では再開発事業が進められております。こちらの交通結節点の強化というのが1つございますし、また、阪神芦屋駅周辺についても交通結節点機能の強化ということを踏まえて検討すべきだろうというところに現時点を至っておりますので、そちらが進んでくると通勤通学の交通の利便性向上というところに繋がっていくのかなと思います。また、拠点自体が日常的に使われているということですので、交通結節点機能だけではなく、日常生活の利便施設とともに向上されれば、効果が発揮されるのではないかと期待しているところです。

○織田澤委員 東西の移動は比較的便利なイメージですが、南北の移動が課題だと思います。今おっしゃっていただいた交通結節点の整備というのは一定理解できますが、この目標を設定する以上、やはりそういった南北への移動の課題等々に関して、他の交通政策との連動とかですね、そういったところを意識して変えていただいて、実際に数値目標が達成できるように努めていただくのがよろしいかなという感想を持ちました。

○勝野委員 118ページの防災指針に係る指標及び目標値のところで、ハード対策について、水道管と下水道管の耐震化率を記載されていますが、災害という意味では、109ページ以降に課題をまとめられており、図を見ると浸水のエリアが割合的に多いという中で、例えば避難所の耐水化率や橋梁の耐震化率など指標はいろいろあると思うのですが、水道と下水だけに限定されているというのは何かお考えがあるのでしょうか。

○事務局（柴田） 水道管と下水道管の耐震化率は、全国的に見れば高い方なのかもわかりませんが、50%に届いていないという状況でもありますし、道路の下に埋設されているものになりますので、防

災路線としても非常に重要ということで設定しています。また、耐震化率は非常に高くなっているというところもありますので、100%ではないにしろ、高い耐震化率を指標とするよりは、まだまだ努力していかねばならない項目について今回は記載しようということで2点を選択しております。

○勝野委員 逆に言うと、橋梁とか避難所の耐震化率は高いという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（柴田） そのようになっております。

○浅海委員 96ページでお聞きしたいのですが、①ー2阪神芦屋駅周辺のまちづくりというところで、交通結節点機能の強化とありますが、具体的にどういったものがあるか教えていただいてよろしいでしょうか。

○事務局（柴田） 阪神芦屋駅は阪神本線の中では特急が停まる駅でございますけれども、交通結節点機能として、つまり駅へ自転車やバス、車、タクシーで来られる方が乗り換えるための機能として十分かと言われますと、なかなか十分な状況ではなく、バス停に至りましても整備が間に合っていない状況です。バリアフリー基本構想では重点地区にしておりまして、できる限りのことはしている状況ではございますけれども、やはり少し面的な整備を入れないと、そもそも改善が難しいのかなというふうに思っております。

○浅海委員 そうすると、ハード面であるとか、大掛かりなことを今後に向けて、検討・調査をして進められるということでしょうか。

○事務局（柴田） 駅周辺の機能更新といった部分で、駅舎や周辺道路、交通結節点機能含め、あとは商業系の用途地域として生活利便施設についても十分なのかというところも点検しながら、拠点としての再整備を検討すべきではないかということで記載をしております。

○浅海委員 まだ漠然としているところもあるかと思いますので、もっと検討が進んだ段階で詳しく聞かせていただければと思います。次のページのエリアプランディングの推進ですが、ここに書かれているのが阪神芦屋駅周辺とJR芦屋駅周辺におけるエリアプランディングの事業をされているところに当たるかなと思います。他は、もう終わってしまいましたが打出の小道プロジェクトで阪神打出駅周辺のプランディング化、阪神芦屋駅から阪急芦屋川に至るまでについて進められているかどうか、お考えはいかがですか。

○事務局（柴田） 今おっしゃっていただいたところですが、説明が急ぎ足で聞き取りにくかったかもわかりませんが、72ページの地域別構想の図で青いドットで示しているエリアになります。こうした認識はありますし、こちらは創生総合戦略の中でうたわれている部分になります。今回、記載しているものは、誘導施策ということで都市機能誘導区域の施策として記載をしております。こちらはJR芦屋駅と阪神芦屋駅周辺における誘導施設の維持・立地を間接的に促進する効果があるだろうという施策として記載しておりますので、今おっしゃっていただいた他にもありますよという部分につきましては、別計画の方で引き続き取り組んでいきます。

○浅海委員 「うちぶん」など打出駅周辺の公共施設はいろいろあると思うが、あのあたりを一体として作られているということでいいでしょうか。

○事務局（柴田） 総合計画と一緒に記載されている第3期創生総合戦略の中で実施されるということで、都市計画マスターplanの中で位置付けているわけではないということになります。

○事務局（島津） 補足ですが、92ページの図にありますように、JR芦屋駅周辺と阪神芦屋駅周辺の赤囲みをしている区域を都市機能誘導区域に設定しています。このエリアに対する施策を記載しているので、今委員がおっしゃった阪神打出駅周辺等の取組はしないのかというように見えてしまいますが、それはそれで実施しないわけではなく、引き続き創生総合戦略において記載されています。

○渡部委員 防災指針について、104ページ105ページにいろいろな災害の情報ということで、具体的に地図に落として出されていますが、実際これがペーパーベースになって皆さんの中に留まるのが来年とか再来年という話になると思います。このデータは2023年の兵庫県のデータということですが、今芦屋市のホームページで最新のハザードマップを見ていると、2024年の1月時点と、もう1年アップデートされたものが見られる状態です。ですので、例えばQRコードなどを貼って、芦屋市の

ハザードマップの情報にアクセスできるようにするとか、常に新しい情報を見られるようにされてはいかがかなと思います。実際これが発行された時には3年前、4年前の情報ということになるのでご意見させていただきます。以上です。

○事務局（柴田） ハザードマップについては、防災の所管から市民の皆様に配布されており、ホームページも随時更新されている状況でございます。この都市計画マスターplanは令和12年を目標年次にしていますので、それまではこの情報の状態となります。この計画を目にされるのか、ハザードマップを目にされるのかということもありますけれども、この計画を目にされた方に誤解のないように、資料編として重ね合わせた情報なども載せてまいりますので、そうした中での情報提供としてQRコードなど最新の情報を得られるような工夫をしていきたいと思います。

○ひろせ委員 先ほどの浅海委員のご意見の中で説明をいただいたのでわかりましたが、やっぱりこの計画を見られたときにわかるような形が望ましいのではないかと思うので、92ページを参照しているということであれば、そういうことを明記される方がいいのではないかというふうに思いました。説明を受けた私たちはわかりますが、市民の方が見られて、それに対してご意見を出されるということですので、わかりやすい資料というか、その計画を見た時にわかりやすいということが望ましいのかなと思います。

○事務局（柴田） 95ページの誘導施策の前書きにおいてもどういうものを施策として設けるのかということを記載していますが、おっしゃっていただいたように、何を目的とした施策なのかということをこの計画をお読みいただいたときにわかりやすい表現はないか工夫してまいりたいと思います。

○三谷会長 先ほどの件と似ているのですが、ご質問の前半の方で、目標値の箇所でも実は同じようなことが言えると思います。少し説明不足のところがありましたので、それを改良できるタイミングで、もう少し丁寧に、今日ご説明いただいたような内容をきちんとここに盛り込まれるとより良いのではないかと思いますので、検討いただきたいと思います。

○三谷会長 如何でしょうか。よろしいでしょうか。ご質問、ご意見はもう無いということなので、これで終わりにさせていただきたいと思います。皆様、熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。それでは、議事につきましては以上となります。

それでは、次に「会議次第の“4 その他”」ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○事務局（柴田） 事務局より1点ございます。次回の審議会の開催ですが、3月27日の開催を予定しております。議題としましては、区域区分の変更に伴う用途地域変更などについての諮問、それと、本日説明させていただきました、芦屋市都市計画マスターplanの見直しの諮問などについての説明を予定しております。

○三谷会長 それでは、本日の審議会は以上となりますので、閉会をいたします。委員の皆様、誠にありがとうございました。